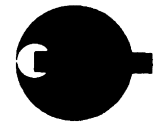


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



奈良県公報



平城遷都
1300年
記念事業

目次

ページ

○奈良県青少年の健全育成に関する条例に基づく青少年に有害な図書類の指定(青少年課)	一	○右同(下水道課)	一〇
○道路の区域変更及び供用開始(道路維持課)	一	○右同	一三
○道路の区域変更(道路維持課)	二	○右同	一六
○道路の供用開始(道路維持課)	二	○平成二十年度奈良県立高等学校入学者募集要項	一八
○河川区域の廃止による廢川敷地等(河川課)	二	○平成二十年度奈良県立高等学校入学者募集要項	二七
○土砂災害警戒区域の指定(砂防課)	三	○(公安委員会規則)	二九
○右同	六	○(選挙管理委員会告示)	二九
○災害共済事業の経営状況(管財課)	七	○政治資金規正法に基づき届出のあった政治団体の名称等	二九
○開発行為に関する工事の完了(建築課)	七	○政治資金規正法に基づき解散の届出のあった政治団体の名称等	三〇
○右同	七	○政治資金規正法に基づき指定の届出のあった資金管理団体の名称等	三〇
○一般競争入札の実施(都市計画課)	八	○政治資金規正法に基づき資金管理	三〇

告示

奈良県告示第百九十六号

奈良県青少年の健全育成に関する条例(昭和五十二年十二月奈良県条例第三号)第二十一条第一項の規定により、青少年に有害な図書類として次のものを指定する。

平成十九年九月十四日

奈良県知事 荒井正吾

団体の届出事項の異動
 (正 誤
 ○平成十九年七月三日付け奈良県公報第八百八十五号正誤表

指定番号	図書類の種類	図書類の名称	発行年月日	発行所等	指定理由
二十七	コミック	ナックルズG OLDコミック クス 芸能界 闇の掟	平成十九年 十月一日	ミリオ ン出版株 式会社	青少年の性的感情を刺激し、青少年の粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
二十八	コミック	大紀のバカ日 スペシャル VOL.17	平成十九年 十月十日	大和明文 社	青少年の犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
二十九	DVD付雑誌	DVD s t a t i o n	平成十九年 十月一日	株式会社 大洋書房	青少年の犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

三十	コミック	恋愛白書ロリ ポップ 恋愛 白書バステル 10月号増刊	平成十九年 十月一日	宙(おお ぞら)出 版
三十一	コミック	小悪魔姫の恋 SPECIA L	平成十九年 十月一日	ぶんか社

奈良県告示第百九十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成十九年九月十四日

奈良県知事 荒井正吾

区 間	区域変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル	備考
奈良市大保町六一八番 地先から	前	四・五	三七八・〇	

<p>奈良市大保町七二番地先まで</p>		後	四・七	三七八・〇	
<p>奈良県告示第百九十八号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。</p> <p>その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。</p> <p>平成十九年九月十四日</p> <p>奈良県知事 荒井正吾</p>		<p>四 供用開始の区間</p> <p>道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分</p> <p>四 供用開始年月日</p> <p>平成十九年九月十四日</p>	<p>四 供用開始の区間</p> <p>道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分</p> <p>四 供用開始年月日</p> <p>平成十九年九月十四日</p>		
2 4 9	<p>大和郡山市本庄町二六八の二番地先から</p> <p>大和郡山市本庄町二六五の四番地先まで</p>	後	一五・六	七七・〇	
2 5 0	<p>生駒郡平群町信貴畑八五の二番地先から</p> <p>生駒郡平群町信貴畑二一九の三番地先まで</p>	後	一五・〇	一九五・〇	
1 9 3	<p>天理市南六条町元六条方二三番地の二先から</p> <p>天理市南六条町元柳生方九九番地の六先まで</p>	後	四・〇	一九五・〇	
<p>奈良県告示第百九十九号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。</p> <p>その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。</p> <p>平成十九年九月十四日</p> <p>奈良県知事 荒井正吾</p>		<p>四 供用開始の区間</p> <p>道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分</p> <p>四 供用開始年月日</p> <p>平成十九年九月十四日</p>	<p>四 供用開始の区間</p> <p>道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分</p> <p>四 供用開始年月日</p> <p>平成十九年九月十四日</p>		
<p>奈良県告示第百二一号</p> <p>河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。</p>		<p>四 供用開始年月日</p> <p>平成十九年九月十四日</p>			

その関係図面は、奈良県土木部河川課及び奈良県高田土木事務所において縦覧に供する。

平成十九年九月十四日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 河川の名称 一級河川大和川水系葛城川
- 二 廃川敷地が生じた年月日 平成十九年九月十四日
- 三 廃川敷地の位置、種類及び数量

御所市六番地先	位置	種類	数量
		土地	二九一・二七平方メートル

奈良県告示第二百二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六條第一項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成十九年九月十四日

奈良県知事 荒井正吾

区域の名称	区域	縦覧場所
十津川村上野地（〇〇一）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び十津川村役場総務課
十津川村上野地（〇〇二）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び十津川村役場総務課

十津川村上野地（〇〇三）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び十津川村役場総務課
十津川村上野地（〇〇四）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び十津川村役場総務課
十津川村上野地（〇〇五）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び十津川村役場総務課
十津川村上野地（〇〇六）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び十津川村役場総務課
十津川村高津（〇〇一）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び十津川村役場総務課
十津川村高津（〇〇二）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び十津川村役場総務課
十津川村宇宮原（〇〇一）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び十津川村役場総務課
十津川村宇宮原（〇〇二）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び十津川村役場総務課

十津川村宇宮原（〇〇三）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び十津川村役場総務課
十津川村宇宮原（〇〇四）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び十津川村役場総務課
十津川村宇宮原（〇〇五）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び十津川村役場総務課
十津川村旭（〇〇一）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び十津川村役場総務課
十津川村旭（〇〇二）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び十津川村役場総務課
十津川村旭（〇〇三）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び十津川村役場総務課
十津川村旭（〇〇四）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び十津川村役場総務課
十津川村旭（〇〇五）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び十津川村役場総務課

十津川村武蔵(〇〇三) 急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び十津川村役場総務課
十津川村武蔵(〇〇四) 急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び十津川村役場総務課
十津川村武蔵(〇〇五) 急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び十津川村役場総務課
十津川村武蔵(〇〇六) 急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び十津川村役場総務課
十津川村武蔵(〇〇七) 急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び十津川村役場総務課
十津川村武蔵(〇〇八) 急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び十津川村役場総務課
十津川村武蔵(〇〇九) 急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び十津川村役場総務課
十津川村小原(〇〇一) 急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び十津川村役場総務課
十津川村小原(〇〇二) 急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び十津川村役場総務課
十津川村小原(〇〇三) 急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び十津川村役場総務課
十津川村小原(〇〇四) 急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び十津川村役場総務課
十津川村小原(〇〇五) 急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び十津川村役場総務課
十津川村小原(〇〇六) 急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び十津川村役場総務課
十津川村小原(〇〇七) 急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び十津川村役場総務課
十津川村小原(〇〇八) 急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び十津川村役場総務課
十津川村湯之原(〇〇一) 急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び十津川村役場総務課
十津川村湯之原(〇〇二) 急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び十津川村役場総務課
十津川村大野(〇〇一) 急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び十津川村役場総務課
十津川村大野(〇〇二) 急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び十津川村役場総務課

区域	十津川村大野(〇〇二) 土石流警戒	区域	十津川村大野(〇〇三) 土石流警戒	区域	十津川村小原(〇〇二) 土石流警戒	区域	十津川村小原(〇〇三) 土石流警戒	区域	十津川村小原(〇〇四) 土石流警戒	区域	十津川村大野(〇〇二) 土石流警戒
	次 の 平 面 図 の と お り		次 の 平 面 図 の と お り		次 の 平 面 図 の と お り		次 の 平 面 図 の と お り		次 の 平 面 図 の と お り		次 の 平 面 図 の と お り
課	奈良県五條土木事務所 及び十津川村役場総務	課	奈良県五條土木事務所 及び十津川村役場総務	課	奈良県五條土木事務所 及び十津川村役場総務	課	奈良県五條土木事務所 及び十津川村役場総務	課	奈良県五條土木事務所 及び十津川村役場総務	課	奈良県五條土木事務所 及び十津川村役場総務

区域	十津川村大野(〇〇三) 土石流警戒	区域	十津川村小井(〇〇二) 土石流警戒
	次 の 平 面 図 の と お り		次 の 平 面 図 の と お り
課	奈良県五條土木事務所 及び十津川村役場総務	課	奈良県五條土木事務所 及び十津川村役場総務

公 告

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県土木部砂防課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号 第二百六十三条の二)第二項の規定により、財団法人都道府県会館理事長から平成十八年度財団法人都道府県会館災害共済事業の経営状況について通知があったので、同条第三項の規定により公表します。

平成十九年九月十四日

奈良県知事 荒井正吾

建物共済事業
分担金その他収入
一、七四一、七四七、八九三円
災害共済金、経費その他支出
一、二一九、七二〇、四五五円
正味財産
二二、〇四七、三六八、九六四円

都市計画法(昭和四十二年法律第百号 第三十六条第三項の規定により、開発行為に
関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号
平成十九年四月十九日第七八一二〇号

二 検査済証番号
開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年九月七日第六七五五号
公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年九月七日第四三二一号
三 開発区域に含まれる地域
大和高田市大字大谷三七七番地ノ九九、四〇七番地ノ一の一部、四〇八番地の一部
及び七三〇番地ノ一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府中央区上汐二丁目二番一號

株式会社ジョーコーポレーション 代表取締役 城下堅司

五 公共施設の種類、位置及び区域
道路 大和高田市大字大谷三七七番地ノ九九、四〇七番地ノ一、四〇八番地及び七三〇番地ノ一の各一部
公園 大和高田市大字大谷四〇八番地の一部
下水道 大和高田市大字大谷四〇七番地ノ一、四〇八番地及び七三〇番地ノ一の各一部

都市計画法(昭和四十二年法律第百号 第三十六条第三項の規定により、開発行為に
関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号
平成十九年七月十日桜土第四〇一三號

二 検査済証番号
開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年九月三日桜土第五九一九号
公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年九月三日桜土第六〇一六号
三 開発区域に含まれる地域
橿原市十市町八七二番地ノ一及び八七二番地ノ四の各一部
四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府中央区上汐二丁目二番一號

株式会社ジョコーポレーション 代表取締役 城下堅司
五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市十市町八七二番地ノ一及び八七二番地ノ四の各一部
下水道 橿原市十市町八七二番地ノ一及び八七二番地ノ四の各一部

建設工事の請負について、次のとおり総合評価一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」といいます。)第百六十七条の五第二項及び第百六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告します。
なお、この工事は、予定価格の事前公表を行う土木工事です。
平成十九年九月十四日

奈良県知事 荒井正吾

第一 競争入札に付する事項

一 工事名 中和幹線(下田工区) 地方道路交付金事業(街路改良)

工事番号 第五百二十二号

二 工事場所 香芝市下田東から北今市まで

三 工事概要 工事延長

L11一九三・五m

歩道橋(製作・架設)

L11一五〇・〇m

三径間連続鋼床版箱桁橋(製作)

L11四五・〇m

四 工事期間 第四の七の奈良県議会の議決後約二十七箇月間

第二 競争入札に参加する者に必要な資格

奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち、鋼橋(上部工)の資格を有する建設業者であつて、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、第三の五に定める技術提案書を提出した者が、この入札に参加することができます。
一次の条件をすべて満たしていること。

1 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十五条の規定による鋼橋造物工事業の特定建設業の許可を受けている者であること。

2 施行令第百六十七条の四の規定に該当する者でないこと。

3 技術提案書の提出期限の日から開札の日までの期間に、奈良県建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領による指名停止措置(以下「指名停止」といいます。)
(一)を受けていないこと。

4 次に掲げるこの入札に係る設計業務の受託者資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名称 株式会社トーチコンサルタント

所在地 東京都渋谷区本町一―三三

名称 国際航業株式会社

所在地 東京都千代田区六番町二

5 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第十七条の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」といいます。))に係る同法による改正前の会社更生法(昭和二十七年法律第七十号。以下「旧法」といいます。))第三条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。(一)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。))を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

6 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十二年法律第百二十五号)附則第二条の規定による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十号)第十二条

第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

7 平成十二年四月一日以降に民事再生法第二十一条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされ

ていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の認可の決定を受けたものについては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされ

なかった者とみなします。

8 建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査(有効期間内にある直近のもの。以下「経営事項審査」という。))の結果における鋼橋上部工

の総合評価値が九〇点以上であり、かつ、自社工場を所有する者のうちこの工

事と同種かつ同規模以上の元請施工実績を有するものであること。ただし、特定

建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は、代表者にあつては出資比率が

二〇%以上、その他の構成員にあつては一〇%以上の場合に限ります。

なお、同種とは連続鋼床版箱桁橋のことを、同規模以上とは請負金額が十億

円以上、形式が三径間以上及び橋長が百四十五m以上であることをいいます。

9 経営事項審査の結果における鋼橋上部工の平均完成工事高(消費税及び地方消費税に係る課税業者の場合は、当該平均完成工事高に百分の百五を乗じて得た額)が予定価格以上であること。

10 この工事に係る技術提案が適正であること。

二 次の条件をすべて満たす技術者をこの工事を行う期間中専任で一名以上配置できること。ただし、監理技術者を置くことが必要な工事では、監理技術者を配置できること。

1 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

2 過去十五年以内に竣工した鋼橋上部工の従事経験を有する者であること。

3 入札の申込みの日以前に三箇月以上の雇用関係にある者であること。

4 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。

第三 入札手続等

一 入札説明書の交付期間及び交付場所等

1 交付期間 平成十九年九月十四日(金)から同月二十八日(金)まで(日曜日、

十曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する

休日を除きます。)(の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除

きます。))

2 交付場所 千六三〇一八五〇一 奈良市登大路町二〇番地

奈良県土木部都市計画課総務契約係(奈良県分庁舎六階)

電話 〇七四二―二七五五(直通)

3 費用 無償とします。

4 その他 入札説明書は、奈良県ホームページにも掲載しています。

二 競争入札参加資格の確認

この工事の入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料(以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。))を知事に提出し、開札時に競争入札参加資格があることを確認を受けなければなりません。

なお、詳細は、入札説明書によります。

三 設計図書等の閲覧

- 1 日時 平成十九年九月十九日(水)午前九時から午後一時まで(正午から午後一時までを除きます。)
- 2 場所 〒六三〇一八五〇一 奈良市登大路町三〇番地
奈良県北分庁舎三階 D会議室
- 四 設計図書等の貸与

- 1 日時 平成十九年九月二十日(木)から同年十月十一日(木)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除きます。)
- 2 交付場所 〒六三〇一八五〇一 奈良市登大路町三〇番地
奈良県土木部都市計画課総務契約係(奈良県分庁舎八階)
- 3 半日単位で貸し出します。
- 五 技術提案書の提出期限等

- 1 入札参加者は、知事の定める様式により、入札説明書等を参考として、適切な施工計画を立案し、次の内容を示した技術提案書を知事に提出すること。
- (一) 施工計画
- (二) 企業の施工能力等

- 2 提出期限 平成十九年十月十二日(金)午後四時まで
- 3 提出場所 〒六三五一〇〇六五 大和高田市東中二二一
奈良県高田土木事務所庶務課工事係
- 4 提出部数 各一部
- 5 提出方法 持参に限りません。
- 6 作成及び提出に係る費用 提出者の負担とします。
- 7 技術提案書の記載内容が適正でなく(未記載を含みます。)、採用されない旨の通知を受けた者は、この入札に参加することができません。

- 六 入札の手続及び開札の日時等
- 1 入札書は、郵便により提出すること。
- 郵便は、書留郵便としてください。また、入札書は「重封筒とし、表封筒に「十一月六日開札 中和幹線(下田工区) 地方道路交付金事業(街路改良) 第五百二十二十三号 入札書在中」と朱書するとともに、中封筒に入札書と見積根拠資料を入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、奈良県土木部都市計画課長あての親展として、平成十九年十一月五日(月)午後五時まで(期限まで

- に到着したもののみ有効に一の2に定める場所へ到着するようにしなければなりません。
- 2 開札の日時 平成十九年十一月六日(火) 午前十時
- 3 開札の場所 奈良市登大路町三〇番地
奈良県分庁舎五階 第五〇会議室
- 七 入札に係る金額の記入方法

- 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五％に相当する額を加算した金額(当該金額に二円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもつて落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載してください。
- 八 入札執行回数
- 入札執行回数は、一回とします。
- 四 その他
- 一 入札保証金及び契約保証金
- 入札保証金は、免除します。
- 契約保証金は、奈良県契約規則(昭和三十九年五月奈良県規則第十四号)第十九条に定めるところによります。
- 二 入札者に要求される事項
- 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- 三 入札の無効
- 第二に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認申請書等又は技術提案書等に虚偽の記載をした者の入札、奈良県契約規則第七条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。
- 四 契約書作成の要否
- 要しませぬ。
- 五 落札者の決定方法等
- 1 総合評価の方法及び落札者の決定基準
- この工事の総合評価に関する評価方法、評価項目及び加点基準は次のとおりと

- します。
- (一) 入札参加者の「標準点」を二〇〇点とし、技術提案による「加算点」の最高点を一五点として評価するものとします。
- (二) 「加算点」は、次の表のとおり、評価項目ごとの評価及び配点に応じて与えます。

評価項目		加点基準
施工計画 (五点)	安全管理	現地条件等を踏まえ安全管理が的確に図られ工夫が見られること。
	企業の施工能力等 (二〇点)	<ul style="list-style-type: none"> 企業成績評定点、表彰実績及びISO9000シリアル認証取得 配置予定技術者の能力 同種工事の施工経験及び技術者表彰実績
地域精進度	本店の所在地及び地域内工事の実績	
社会貢献・地域貢献	災害協定の締結及び災害、ボランティア活動	
実績		

- (三) 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と右記によつて得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値(以下「評価値」といふ。)をもつて行います。
- (四) 詳細は、入札説明書によります。
- 2 落札者の決定方法等
- 入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、第二の五の1の技術提案書の内容が適正である者のうち、1に定める方法により得られた評価値の最も高い者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者の入札価格が、調査基準価格

を下回る場合は、落札者の決定を保留し、その価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかを調査し、その結果によっては落札者とならない場合があります。

なお、調査基準価格を下回る入札を行った者は、別途定める要領に規定する書類を開札の日から起算して八日以内（日曜日及び土曜日を含む。）に入札執行者に提出するとともに、契約審査会が行う事情聴取に応じなければなりません。ただし、書類が提出されない場合及び事情聴取に応じない場合は、失格となります。また、評価値の最も高い者が二人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

六 別に配置を求める技術者

1 専任の監視技術者の配置が義務づけられている工事において、八の2で定めるところにより設定された調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合において、落札者が奈良県土木部発注工事で、開札の日から過去二年以内に完成あるいは開札時点で施工中の工事に関して、次のいずれかに該当するときは、監視技術者と別に、第二の二の1、3及び4に定める要件を満たす技術者を、専任で一名現場に配置しなければなりません。

(一) 六五点未満の工事成績評定を通知された場合

(二) 発注者から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて補修又は損害賠償を請求された場合（軽微な手直し等は除く。）

(三) 品質管理又は安全管理に関し、指名停止を受け、又は事業担当課長、出先機関の長若しくは総括監督員から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた場合

(四) 自ら起因して工期を大幅に遅延させた場合

2 当該技術者は、施工中は、監視技術者と同様の職務を行うものとし、

3 当該技術者を求めることとなった場合は、その氏名その他必要な事項を監視技術者の通知と同様に事業担当課長又は出先機関の長に通知してください。

七 本契約の成立

1 この工事の契約については、奈良県議会の議決を要しますので、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとし、

2 落札決定後、議会の議決までの間に、落札者が入札参加資格の制限又は指名停止を受けた場合は、仮契約を締結せず、仮契約を締結しているときは解除します。

八 予定価格の額及び調査基準価格の算出方法

1 この工事の予定価格は、一、二八六、九五六、六五〇円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）です。

2 この工事の調査基準価格は、次の算式により設定されます。ただし、この算式により算出された金額が、予定価格の二〇分の八・五を超える場合は、予定価格に二〇分の八・五を乗じて得た額とし、予定価格の三分の二に満たない場合は、予定価格に三分の二を乗じて得た額とします。

調査基準価格 = (西暦「年」 + 西暦「月」 + 西暦「日」) × 1 / 5 × 105 / 100

九 契約案項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称、所在地等

〒六三〇一八五〇一 奈良市登大路町三〇番地
奈良県土木部都市計画課総務契約係（奈良県分庁舎六階）
電話 〇七四二二七二七五

十 技術提案書に関する問い合わせ先

〒六三〇一八五〇一 奈良市登大路町三〇番地
奈良県土木部都市計画課街路係（奈良県分庁舎六階）
電話 〇七四二二七二七五

十一 その他
詳細は、入札説明書によります。

建設工事の請負について、次のとおり総合評価一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」といいます。）第百六十七條の五第二項及び第百六十七條の六第一項の規定により次のとおり公告します。

なお、この工事は、予定価格の事前公表を行う電気設備工事です。
平成十九年九月十四日
奈良県知事 荒井正吾

第一 競争入札に付する事項

一 工事項 浄化センター水処理中央監視・ITV設備更新工事

工事番号 浄化第三八四号
二 工事場所 大和郡山形額田部南町
三 工事概要 運転操作設備 一式
監視制御設備 一式
情報処理設備 一式
ITVカメラ 九組
ITV操作・モニター卓 二面
ITV制御盤 一面
配管配線工事 一式

四 工事期間 契約締結後約二十四箇月間（ただし、第四の七の1の奈良県議会の議決を要する場合にあつては、当該議決後約二十四箇月間）

第二 競争入札に参加する者に必要な資格

奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち電気設備工事の資格を有する建設業者であつて、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、第三の二に定める競争入札参加資格の確認を受け、第三の三に定める主要機器の見積書を提出し、及び第三の五に定める技術提案書を提出したものが、この入札に参加することができます。

一 次の条件をすべて満たしていること。

1 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十五条の規定による電気工事業の特定建設業の許可を受けている者であること。

2 施行令第百六十七條の四の規定に該当する者でないこと。

3 競争入札参加資格確認時点及びその後開札の日までの間において、奈良県建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領による指名停止措置（以下「指名停止」といいます。）を受けていないこと。

4 次に掲げるこの入札に係る設計業務の受託者資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名称 株式会社日本コン
所在地 東京都新宿区西新宿六一二二一

5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七條の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第一條の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る同法による改正前の会社更生法